

県南広域振興局長告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和7年7月18日

県南広域振興局長 菅原健司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土淵達曾部線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
遠野市附馬牛町東禅寺16地割66番18地先内	新	m 40.0～12.4	m 79.2
	旧	16.0～11.4	79.2

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部遠野土木センター
- (2) 期間 令和7年7月18日から同年8月18日まで